

現任研修受講に係る実務経験要件について

令和2年度の制度改正に伴い、相談支援従事者現任研修に実務経験要件が設けられましたので、ご注意ください。

1 実務経験要件

現任研修受講者は、下記①②のいずれかを満たすことを要件とする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。② 現に相談支援業務に従事している。 |
|---|

※ ただし、**初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。**

2 留意事項

(1) 令和元年度までの旧カリキュラム修了者に対する経過措置

令和元年度までに初任者研修、現任研修、主任研修を修了し、修了日の翌年度から起算して5年目の年度末までに初めて現任研修を受講する場合は、上記①②の要件を満たしていなくても受講対象者とみなす。

(2) 相談支援業務

「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援をいい、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び委託相談支援事業所等における相談支援の業務が該当する。

相談支援従事者現任研修実務経験要件関係規定

○指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

二 ……相談支援従事者現任研修受講対象者(相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五
年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第
十八項に規定する相談支援の業務(以下「相談支援等の業務」という。)に通算して二年以上従
事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を
受けた者であって現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。) ……

四 令和二年四月一日前五年間において相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は
相談支援従事者初任者研修を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けた
者 ……は、同日からこれらの研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日ま
での間に初めて相談支援従事者現任研修を受講する場合において、相談支援従事者現任研修受
講対象者に該当しない場合であっても、相談支援従事者現任研修受講対象者とみなす。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五条 18 この法律において「相談支援」とは、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談
支援をいい、「地域相談支援」とは、地域移行支援及び地域定着支援をいい、「計画相談支援
とは、サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、「一般相談支援事業」とは、基本
相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業をいい、「特定相談支援事業」とは、基本相談
支援及び計画相談支援のいずれも行う事業をいう。

19 この法律において「基本相談支援」とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につ
き、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の
提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第二十九条第二項に規定する指定障害福
祉サービス事業者等との連絡調整(サービス利用支援及び継続サービス利用支援に関するもの
を除く。)その他の厚生労働省令で定める便宜を総合的に供与することをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

第六条の十一 法第五条第十九項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、訪問等の方法による
障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(以下この条及び第六十五条の十におい
て「介護者」という。)に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、障
害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等と
の連絡調整その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援とする。